

平成27年度 情報公開制度・個人情報保護制度 運用状況

■問合せ 総務課 ☎ 47-8000

情報公開制度

町民の皆さんは、自分が「知りたい」と思う、町にある情報を開示請求することができます。町は、その請求に対して積極的に情報を公開していくことで、開かれた町政を実現することを目指しています。

■開示請求の件数

請求のあった実施機関		町長	教育委員会
開示請求		1件	0件
開示請求のうち	開示	0件	0件
	部分開示	1件	0件
	非開示	0件	0件
	不存在	0件	0件
異議申立て件数		0件	0件

払うよう努めており、各担当課は個人情報を収集、保管および利用している業務を町長へ届出しています。

■個人情報取扱事務届出件数

届出件数：332件(平成28年3月31日現在)

実施機関	事務数
町長	250件
教育委員会	62件
選挙管理委員会	9件
監査委員	1件
農業委員会	4件
固定資産評価審査委員会	1件
議会	5件

個人情報保護制度

町は、町民の皆さんの身近なところで仕事をしていることから、多くの個人情報を保有しています。そのため、個人情報の取扱いについては細心の注意を

この制度では、町が保有する皆さん自身の個人情報について、開示・訂正・削除・目的外利用などの中止を求める権利が認められています。

平成27年度においては、本人情報の開示請求件数は0件でした。

罰せられます!! ごみの不法投棄・野外焼却

■問合せ 建設整備課 ☎ 47-8003

不法投棄は重大な犯罪です!

不法投棄とは、「廃棄物をみだりに捨てること」です。
山、川、道路沿いなど、あらゆる場所で不法投棄を目にします。
不法投棄をした場合には、法律により5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科せられ、未遂も罰せられます。地域の環境を守るため、みんなで協力しながら違反行為を監視していくことが大切です。もし、不法投棄の現場を目撃した場合は、車のナンバーや投棄者の特徴を控えて警察または役場に連絡してください。



◆不法投棄 110番

TEL 0776-20-0584

◆越前警察署

TEL 24-0110

◆建設整備課

☎ 47-8003

いわゆる野焼き

野外焼却は禁止されています!

ダイオキシンなどの有害物質の発生や悪臭の原因となるため、廃棄物を焼却した場合には、法律により5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科せられ、未遂も罰せられます。家庭用の小型焼却炉による焼却も罰則の対象です。家庭で発生するゴミは決められたゴミ収集日に出しましょう!

